

積極的な社会参加と地域交流を応援するため

高齢者の補聴器購入費用を助成します



助成額上限

5万円

対象者 (以下の要件すべてを満たす方)

- ①大樹町に住所を有する65歳以上の方
- ②中等度難聴(平均聴力40dB以上70dB未満)があり、耳鼻咽喉科の医師から補聴器の使用が必要と認められた方
- ③聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方
- ④過去にこの助成を受けたことがない方
- ⑤町税及び町に対する債務を納め終えている方

助成額

補聴器本体購入費用の1/2以内とし、上限5万円(千円未満切捨て)

※お一人様1回限りの助成です。

※両耳で5万円が上限です。

※診察・検査・文書作成・保守・修理にかかる費用は対象外です。

助成できる補聴器の種類は耳穴型、耳かけ型の2つです

手続きの流れ

①大樹町のホームページ又はらいふで申請書と意見書を取得します。

②耳鼻咽喉科を受診して医師に意見書を作成してもらいます。

③補聴器販売店に行き、医師意見書に基づいた補聴器の見積書をもらいます。

④申請書と医師の意見書、補聴器の見積書をらいふに提出します。

⑤補聴器購入費助成決定通知書が自宅に届いてから、補聴器販売店で補聴器を購入します。



ご注意ください

※ 決定通知書発行前に補聴器を購入すると、助成が受けられません。

⑥領収書と補聴器購入費助成請求書をらいふに提出します。

⑦ご指定の口座に助成金が振り込まれます。

【お問合せは】らいふ保健福祉課高齢者支援係(6-2200)までお願いします